

## ボランティア受け入れに関するガイドライン

令和7年7月作成

### 1. 目的

本ガイドラインは、児童養護施設におけるボランティア活動の基本方針を示し、安全で有意義な活動を行うための共有の基準を定めることを目的とする。

ボランティア活動は、子どもたちに多様な体験や人との関わりを提供し、社会性や自己肯定感の向上を促す重要な機会である。また、地域社会とのつながりを深め、子どもたちを地域全体で支える基盤づくりにも寄与する。

さらに、ボランティアにとっても児童福祉への理解を深め、社会的責任や共感性を育む学びの場となる。このガイドラインにより、施設理念に沿った受け入れ態勢を整備し、子ども・ボランティア・職員が安心して関わりあえる環境を実現することを目指す。

### 2. ボランティアの活動内容

ボランティア活動として下記のような短期的活動、長期的活動のいずれかを想定します。

#### ①学習支援・教育関連

- ・宿題や勉強のサポート
- ・読み聞かせや演劇、音楽の演奏（来園もしくはイベント招待）
- ・米作りや農作等の食育に関すること

#### ②遊び・交流活動

- ・屋外（グラウンド）や屋内（地域交流ホール）での遊びやスポーツの相手。  
（サッカー、バスケットボール、ソフトボール、キャッチボール、鬼ごっこ、卓球等）
- ・手遊び、ボードゲーム、カードゲームを通じた交流。（地域交流ホール）
- ・キャンプや外出行事、季節のイベントの補助。
- ・趣味を一緒に楽しむ活動（工作・音楽・ダンスなど）

#### ③生活支援・日常の補助

- ・施設内の清掃や整理、環境整備の手伝い。
- ・散髪

#### ④行事・イベントの補助

- ・花火、クリスマス会等の季節のイベントでの交流。
- ・招待行事等での交流。

#### ⑤地域とのつながりを広げる活動

- ・地域行事を開催した際にスタッフとしての参加。

#### ⑥その他、施設が必要と認める活動

- ・緊急時、災害時の物的人的支援。

表：活動区分と活動内容

区分	活動内容の例	想定頻度	対象児童	備考
短期・単発 個人	季節行事の手伝い (夏祭り・クリスマス会等) 読み聞かせや遊び相手 散髪 地域とのつながりイベント にスタッフとして参加	年数回 1日～数日 1日 1日	全児童 全児童 全児童	継続参加も可
短期・単発 団体	季節行事(花火、クリスマス) 地域イベントの共催 施設内清掃や環境整備	年1～2回 1日 1日	全児童	地域団体との連携
長期・個人	学習支援 趣味・特技を活かした活動 (音楽・スポーツ等)	継続	小・中・高生 全児童	大学生や社会人 ボランティア
長期・団体	文化教室、職業体験プログラム 行事規格の定期サポート	半期～通年 年間を通して	中高生 全児童	

### 3. ボランティアの対象者

- ① 18歳以上の体調が安定し継続的な活動が可能な方。
- ② 活動の趣旨を理解し、施設のルールを守り協働出来る方。
- ③ 施設の理念や活動方針に賛同し、守秘義務を遵守出来る方。
- ④ 学生ボランティア(専門学校生、大学生、大学院生等、学校に在籍する方)。
- ⑤ ボランティア団体。

### 4. 受け入れの流れ

- ① 事前申し込み
  - ・ 当施設ホームページ内のフォーム、もしくは電話にて申し込み事前面談日を調整。
- ② 面談、オリエンテーション＝施設長・主任
  - ・ 施設理念、子どもとの関わり、個人情報保護の説明
  - ※別途申込書の提出(緊急連絡先、誓約書の記載)
- ③ 活動計画の策定(日時、内容について)
- ④ 活動実施

## 5. 守るべきルール・遵守事項

- ①守秘義務（子どもや職員に関する情報を外部に漏らさない）※誓約書の記入
- ②子どもと連絡先の交換や、SNS でのやり取りをしないでください。
- ③写真、動画の撮影や SNS へのアップはしないでください(施設が許可した場合を除く)
- ④子どもの心身の安全を第一にした行動を心がけてください。  
(不適切な言動や接触をしない)
- ⑤子どもへの金銭授与、食べ物の持ち込みは許可された場合を除き禁止です。  
・アレルギーへの配慮が必要な子どももいるため、食事は職員の把握が必要となります。
- ⑥活動場所について
  - ・短期、単発ボランティアでの活動場所は共用部にて行います。
  - ・長期、継続ボランティアにおいてはホーム内リビングでの活動も可能。ただし、初回の活動は共用部分にて行う。
  - ・いかなる場合でも児童個室への入室は禁止とします。
  - ・女子グループへの男性の入室は不可とします。

## 6. 安全管理、リスク対応

- ①ボランティアのみで子どもとの外出や単独行動はしない。
- ②活動中の事故やケガの発生時には速やかに職員へ報告し、応急処置・医療機関への搬送、事故状況の記録など必要な対応を取る。
- ③ボランティア活動保険への加入の確認を行い、未加入の場合は施設負担にて加入する。
- ④感染症予防のため、当日の体調チェックを行い、発熱や感染症症状のある場合は参加を中止する。感染症流行期にはマスク着用、手指消毒を徹底する。
- ⑤食事について
  - ・食事やおやつを伴う活動を行う場合は、必ず職員の指示に従ってください。

## 7. 活動中止・お断りの条件

- ①施設の理念や上記ルールに反した場合。
- ②子どもへの不適切な言動、接触が確認された場合。
- ③健康状態や安全上の理由で活動が難しい場合。
- ④入所児童の関係者（親族等）によるボランティアはお断りしています。